

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成 2 4 年 5 月 2 9 日 (火)

杉 並 区 議 会

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成24年5月29日(火) 午前9時57分～午前10時17分	
場 所	第1委員会室	
出席理事 (6名)	理事 富本 卓 理事 島田 敏光 理事 山田 耕平	理事 井口 かづ子 理事 小川 宗次郎 理事 小松 久子
欠席理事		
理事以外の 出席議員	議長 藤本 なおや	副議長 横山 えみ
事務局職員	事務局 長 与島 正彦 議事係 長 野澤 雅己 庶務係 主査 横山 淳二 議 会 法 務 係 長 杉原 正朗	事務局 次長 和久井 義久 事務取扱区議 会事務局 参事 庶務係 長 高橋 正美 議会 広報 係 長 井口 隆央 担 当 書 記 上野 和貴

(午前 9時57分 開会)

富本理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

《定例会の提案事項について》

富本理事 2定の定例会の提案事項について、まず事務局から説明を願います。

議会事務局次長 資料1をごらんいただきたい。第2回定例会提案事項一覧ということで、条例案件が4件、契約案件、工事契約の関係が5件、土地の取得が1件ということになっている。あと、一般会計の補正予算(第1号)、人権擁護委員候補者の推薦についてが2件、繰越明許費繰越計算書について、事故繰越繰越計算書について、財団等の経営状況の報告が6件である。

以上。

富本理事 詳しい説明はまた31日の議運であるが、とりあえずここで何かあるか。 それでは、31日の議会運営委員会でも改めて詳しい説明があるので、ご了解いただきたい。

《定例会の日程について》

富本理事 続いて、定例会の日程について。

議会事務局次長 第2回定例会の日程だが、特別委員会の設置等の関係があり、本日、日程の案をつけてない。日程は、6月7日午後1時開会ということになっており、4日間、一般質問等を行い、6月12日が中日。13日から19日までが常任委員会5日間、特別委員会のほうが、予定だが、6月20日から25日まで4日間、一応26日が本会議最終日という形になっている。

以上。

富本理事 一応順番で言うと常任委員会は……。

議会事務局次長 区民生活が13日、14日が保健福祉、15日が都市環境、18日が文教、19日、総務財政委員会。20日が災害対策特別委員会、21日が道路交通対策特別委員会、22日が清掃・エネルギー対策特別委員会、25日が議会改革特別委員会。

富本理事 まだ正式に委員会等が決まってないが、一応そういう予定で考えているので、よろしく願いをする。それから、これは新しいメンバーにかわっての委員会になるので、注意していただきたい。

この日程について何かご質問等あるか。 では、とりあえずご了承願いたい。

《一般質問について》

富本理事 続いて、2定での一般質問について説明を願います。

議会事務局次長 質問通告は、31日の議運終了後、午後1時から6月5日午後5時までということで受け付けをする。5月31日午後1時に複数の方がいる場合には、くじ引きで順番を決める。質問通告はできるだけ早目をお願いをしたい。

また、5月31日の議会運営委員会で質問予定者数をお知らせいただきたい。

以上。

富本理事 これは、後から議論するが、今回の2定は旧来どおりのルールなので、よろしくをお願いをする。ただ、何度も話しているように、質問通告はなるべく早く行っていただくように改めてお願いを申し上げる。

それから、これも新メンバーになるが、31日の議会運営委員会で質問者数をそれぞれまたお教え願いたいということと、非交渉会派については事務局のほうでご確認をお願いする。

《発言通告について》

富本理事 続いて、発言通告について。

議会事務局次長 まず、6月7日木曜日の初日の発言通告は、6月5日火曜日の午後5時まで、6月12日火曜日、本会議中日の発言通告については、6月8日金曜日午後5時まで、6月26日木曜日、本会議最終日の発言通告については、6月22日金曜日午後5時までということをお願いしたい。

富本理事 これも通常どおりなので、よろしくご協力をお願いする。

《永年在職議員表彰について》

富本理事 続いては、永年在職議員表彰の件である。

これについては、前回の理事会でも話し合いをしており、ネミが持ち帰りという形になっていたが、まず意見はあるか。

小松理事 提案者になることは避けたい。

富本理事 それでは、これまでは幹事長会であったが、全会一致というか議会運営委員会委員全員で提出をしてきた流れがあるが、今回は残念ながら一致できなかったのも、ネミを除く議会運営委員会委員の提出ということによろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 それでは、これは第2回定例会に提出することとし、次回の理事会において改めて議案を説明する。これまでの慣例では、議運の委員全員の賛同で提出をしていたが、残念だが、一応そういう形でよろしく願いをする。

反対とかそういうことでは、そこまではわからないか。

小松理事 まだわからない。

《一般質問通告について》

富本理事 続いて、一般質問通告についての話だが、前回、3日前ルールでどうかということ、これは共産党がお持ち帰りになっていたが、いかがか。

山田理事 3日前で大丈夫。

富本理事 それでは、理事会では3日前までに行うということで1日前倒し、告示日も1日前倒しということで決まったので、非交渉会派には事務局から説明をお願いする。

それでは、これについては会議規則の改正になるので、これは議会運営委員会委員全員の提案という形でよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 それでは、そのようにさせていただく。

これについても改めて理事会で議案を提出することとしたら、2定で決めて3定から実施ということになるので、よろしく願いをする。

《区議会だよりの発行協力依頼について》

富本理事 続いて区議会だよりの発行協力依頼について、事務局からの説明をお願いする。

議会事務局次長 「参考」で資料をお配りした。「区議会だより第214号の発行について」ということで、依頼内容については、記載のとおり、一般質問原稿の提出等をお願いする。広報原稿の確認等をお願いする。

裏面、日程の案である。6月7日開会で28日まで原稿作成及び確認ということをお願いをしたい。7月9日初校の校正。再校正を行い、7月26日校了。納品が30日、8月1日発行ということである。

あと、広報委員の関係だが、きょうまでに個名をということをお願いをしているので、よろしく願いする。

富本理事 きょうまでの個名の提出なので、新しい広報委員に関してお願いする。

あと、区議会だよりはいつもどおりなので、よろしいか。では、また協力をよろしく願いしたい。

《臨時会について》

(1) 委員会提出議案及び議員提出議案について

委員会提出議案第1号 障害者総合支援法案に「骨格提言」を最大限反映させることを求める意見書

富本理事 続いて、臨時会に関連した議題である。

まず、委員会提出議案。これについて事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料2をごらんいただきたい。朗読する。

委員会提出議案第1号

障害者総合支援法案に「骨格提言」を最大限反映させることを求める意見書
上記の議案を提出する。

平成24年5月30日

保健福祉委員会委員長 大槻城一

杉並区議会議長 藤本なおや様

障害者総合支援法案に「骨格提言」を最大限反映させることを求める意見書

平成22年1月より障害者及び関係者が過半数参加した「障がい者制度改革推進会議」が開催され、平成23年8月5日に改正障害者基本法が施行された。また、その下に障害者、家族、事業者、自治体首長、学識経験者55名からなる「総合福祉部会」がおかれ、8月30日に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（以下「骨格提言」）が会の総意としてまとめられ、内閣府特命担当大臣に提出された。

その後、厚生労働省が法案化を進めてきたが、平成24年2月8日に示された法案は、「骨格提言」が十分に反映された内容になっていない。その後いくつかの修正がなされたうえで、これまでの「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」）と改める法案が3月13日に国会に提出され、4月26日に衆議院本会議で修正の上可決され、現在参議院において審議中と聞いている。議論を経て修正を重ねる中で、法案は改善されていると受け止めているが、「骨格提言」を反映させる余地はなお残されていると認識している。

よって、杉並区議会は、国会及び政府に対し、下記について要望する。

記

- 1 障害者総合支援法案に「骨格提言」を最大限反映させること。
- 2 障害者施策の前進にあたっては、地方自治体の財源の確保について十分に配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年5月30日

杉並区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣府特命担当大臣
(防災、「新しい公共」、男女共同参画)
財務大臣
厚生労働大臣

あて

以上である。

富本理事 これについてはよろしいか。 では、議運のほうでも説明をお願いします。

議員提出議案第3号 杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議員提出議案第4号 杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

富本理事 続いて、議員提出議案については2本。例の期末手当の問題についてだが、まず議員提出議案第3号については、私のから説明をする。

議員提出議案第3号

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

本件については、杉並区議会自由民主党13名、杉並区議会公明党8名、民主・社民クラブ7名、区政杉並クラブ1名、合計29名により提出するものである。

内容は、平成24年6月期の期末手当について、現行の1.8カ月分を附則による改正により0.25カ月分引き下げ、1.55カ月分とする提案である。

もとより特別職や一般職職員の給与は生活給としての性格を有しており、地域手当や退職手当等が支給されている一方、区議会議員は地域手当や退職手当が支給されていない。このように特別職の給与と議員の報酬は性格が異なるものであり、単純に比較することはできない。

しかしながら、住民の代表である私たち区議会議員は、現下の経済動向や社会情勢及び区の財政状況等を総合的に勘案し、適時適切に対応するため、今回も自ら期末手当を引き下げることをもって見える形で決意をここに表明し、議員としての良識を示すことで区民の声にこたえるものである。

なお、今回の改正により、議員の平成24年度の6月期の期末手当に対する支給月数は特別職と同一となる。

以上で説明を終わる。

以上が第3号の概要の説明である。

この後の議会運営委員会においても、私のほうから説明をする。

続いて、議員提出議案第4号杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、提出者である小松理事のほうから説明を願います。

小松理事 本議案は、記載のように、生活者ネット・みどりの未来の5名により提案する。

議員報酬の中の12月に支給される期末手当については、昨年第4回定例会において、昨今の世界的経済不安、日本経済の状況も依然として先行き不安であるとして、附則により0.22カ月引き下げられた。しかし、当時から半年たった現在も状況は改善されたとはいえない。

このため、6月に支給される期末手当について、現行1.8カ月のところ、本則により0.25カ月引き下げ1.55カ月とすることで、区の厳しい財政状況に対応するものである。さきの提案にあった附則として改める部分を本則で改めるとした部分が違いである。

説明は以上。

議案の朗読は省略する。

富本理事 これについてもまた小松理事、後の議運でも説明を願いたいと思うので、よろしく願います。

では、この件についてはよろしいか。

山田理事 僕が休んでいた理事会で、多分原田幹事長がこれについていろいろ発言したと思うが、うちも本則を主張している立場であるので、前はたしか提案者にもなったが、今回は提案をおりたいということで名前がないと思う。

富本理事 共産党は、今回は両方の提案者になってないということでご理解いただきたい。

(2) 臨時会の追加日程について

富本理事 続いて、臨時会の追加日程について、お願いします。

議会事務局次長 資料5をごらんいただきたい。臨時会の追加日程ということで、ただいま提案された委員会提出議案と議員提出議案について議案を上程するというので、追加をする。本日、追加の告示を区長に依頼をしたいと考えている。

富本理事 では、これもこの後の議運で説明を願いたい。

議員提出議案に関しては、本会議で上程して議運に付託をして、休憩して議運で審査をしてという流れになるので、ご了承いただきたい。

(3) 臨時会終了後について

富本理事 続いて、臨時会の終了後についていろいろ日程があるので、事務局からの説明をお願いします。

議会事務局次長 臨時会終了後、各委員会を開催し、正副委員長の互選を行っていただく。正副委員長互選終了後、杉並区議会情報公開推進委員会の委員の委嘱がある。委員委嘱のために各交渉会派の幹事長は議長応接室にお集まりいただきたい。その後、常任等委員長会を開催するので、新委員長はお集まりいただきたい。場所は議長応接室になる、よろしくお願いしたい。

富本理事 ただいまの説明について何かあるか。 では、臨時会終了後もさまざま日程があるので、よろしくご理解をいただきたい。

《その他》

後期高齢者医療広域連合議会議員について

富本理事 続いて、その他ということで、後期高齢者医療広域連合議会議員については、現在私がたまたま就任しているが、任期が2年ということであり、前議員であった今井讓議員も2年間就任をしていた。そういう流れがあるので、引き続き私が就任することによろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 では、特段異議がないようなので、そのようにさせていただく。以降、広域連合議会議員については2年間就任することで慣例としていきたいので、よろしく願います。2年終わると、それぞれ区の構成も変わったりするので、また選出をしなければいけないということで、よろしく願いしたい。

本日の議題は以上だが、ほかに何かあるか。 なければ、本日の理事会を閉会する。
(午前10時17分 閉会)